

## 令和6年能登半島地震により影響を受けている助成活動への対応について

この度の地震により被害にあわれた皆様に心からお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

子どもゆめ基金では、当該災害による被害の甚大さに鑑み、令和5年度助成活動に対して、柔軟に対応いたします。下記をご確認いただき、まずは子どもゆめ基金部助成課までご相談ください。

### 1. 団体が被災した場合の手続きについて

団体が被災したことにより予定していた活動が実施できなくなったり、講師や実施内容等を変更したりする場合における計画変更等の手続きを簡素化します。変更等がある場合は、すみやかに助成課まで連絡をお願いします。

(1) 計画していた助成活動のすべてを中止する場合は、通常であれば「計画廃止承認申請書」を提出し、承認申請を行っていただきますが、この提出を不要とします。

なお、参加者の募集に係る経費など活動の準備等にかかった経費がある場合には、その旨お知らせください。

(2) 計画していた助成活動の一部を中止する場合（被災前までに実施した活動があり、被災後にも実施予定の活動があったがそれが実施できない場合）は、通常であれば「計画廃止承認申請書」を提出し、承認申請を行っていただきますが、この提出を不要とします。

なお、被災前までに実施した活動に係る取扱いについては、その際、ご相談いただくようお願いします。

(3) 助成活動の計画を変更して実施する場合（助成活動の目的や規模、助成対象経費の内訳を変更しようとする場合）、事前に当課まで連絡をお願いします。ただし、助成金交付決定額を上限とし、増額は行いませんのでご注意ください。

(4) 実績報告書の提出について、通常であれば、活動が終了した日から30日を経過した又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出いただいているところですが、団体において提出が難しいと判断した場合、すみやかに当課までご相談ください。提出期限について柔軟に対応いたします。

### 2. 被災地向け活動への計画変更について

令和5年度に採択されている活動を被災した子どもたちを対象とした活動へ変更する場合は、計画変更の承認を柔軟に対応しますので、事前に当課まで連絡をお願いします。

計画変更をする場合は、「計画変更承認申請書」を提出し、承認申請を行ってください。ただし、助成金交付決定額を上限とし、増額は行いませんのでご注意ください。

<本件連絡先>

子どもゆめ基金部 助成課

TEL:0120-579081

Mail:yume@niye.go.jp